

旅券のご案内

- | | |
|-----------------------|----|
| 1. 旅券の申請について | 2頁 |
| 2. 旅券の交付について | 3頁 |
| 3. 有効な旅券を紛失したら・渡航書の発行 | 4頁 |

★ご不明な点は、お気軽に当館領事班までお問い合わせ下さい★

○在広州日本国総領事館○

(市外局番020)－8334－3009 (代表) 領事班

(市外局番020)－8501－5005 (代表) 領事班

メールアドレス ryoji@ko.mofa.go.jp

ホームページ : <http://www.guangzhou.cn.emb-japan.go.jp/> (了)

旅券の申請について

第1. 旅券の通常申請について

申請場所に下記の必要書類をお持ちいただき申請書にご記入頂きます。ダウンロード申請書をご利用頂いて事前に申請書を用意することで、旅券の名義人以外の方（会社の同僚、家族、友人）が来場して申請することもできます。その場合は、申請書に必要事項を記載する必要があります。

旅券の交付には申請日も含めて**4日**かかります（月曜日に申請すれば木曜日受け取り可）。

第2. 旅券の申請が可能な場合

番号	旅券の申請が可能な場合
1	現在有効な旅券の期限まで残存期間が1年を切っている場合
2	産まれて始めて旅券を作る場合
3	前に作った旅券の有効期限が切れている場合
4	現在の有効な旅券の有効期間ではビザの申請・更新ができない場合
5	旅券の人定事項の記載事項に変更が生じた場合
6	有効期間中の旅券を紛失した場合
7	旅券が損傷した場合

第3. 用意すべき書類について

番号	名称	具体例	要否
1	旅券申請書	①旅券発給申請書 ※ 外務省のHPから入手可能	①もしくは②のどちらか1つを用意して当館に事前に送付する 必要 あり。
2	写真（1or2枚）	外務省のHPを参照ください。	必要（紛失の場合は2枚、それ以外は1枚）
3	現在有効な旅券		現在有効な旅券を所持していれば 必要
4	発行から6ヶ月以内の戸籍謄本	全部事項証明書	下記のいずれかの場合は 必要 。 ☐ 有効な旅券を当館に提示できない。 ☐ 旅券の記載事項に変更がある。 ☐ 本人が未成年で、旅券申請書に署名をする親権者が親権者であると証明する他の手段が無い（出生医学証明書、前回旅券に親権者が署名している場合などは除く。ご相談ください。）
5	日本名以外の別名が公的に立証できる資料	出生医学証明書 戸口簿	下記の場合のみ 必要 。 ☐ 旅券に日本名と中国名等の別名併記を希望する場合で、始めて旅券を作る場合
6	パスポートの紛失を証明する資料	護照報失証明 入手方法は「有効な旅券を紛失したら」をご覧ください。	下記の場合のみ 必要 。 ☐ 有効期限内の旅券を紛失した場合

旅券の交付について

第1. 旅券の交付について

事前に申請を頂いていれば、領事出張サービスの会場でも旅券を受け取ることができます。当日、受け取ることができる条件を確認の上、ご対応ください。

第2. 当日受け取るための条件

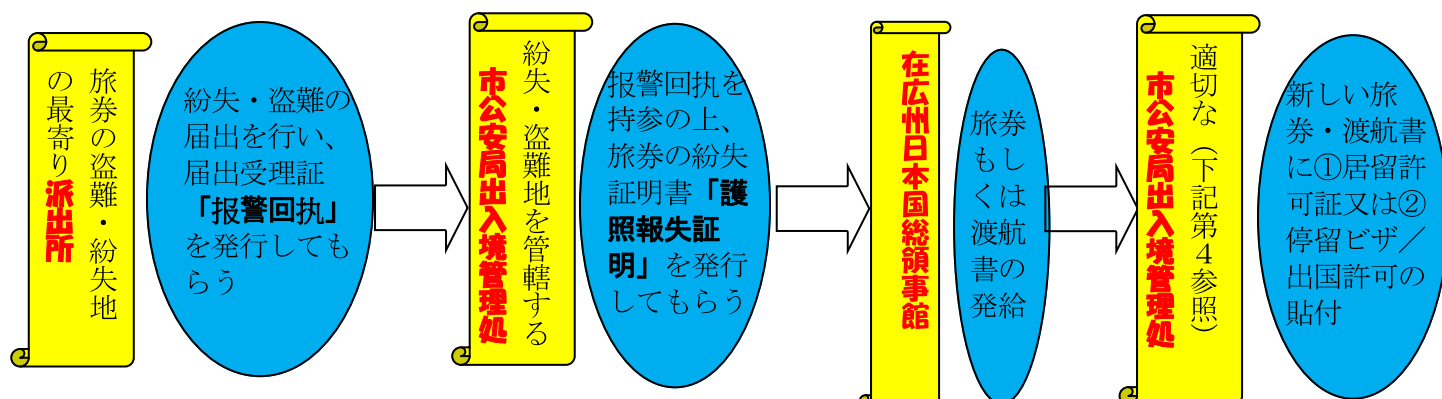
番号	条件	具体例	要否
1	旅券の申請を交付日を含む4営業日前に完了している。	詳しくは、2頁の「旅券の申請について」をご覧ください。（木曜日に受け取る時は月曜日に申請）	必要
2	旅券の名義人が来場する	① 新生児であっても、ご来場頂く必要があります。 ② 同行するのは親権者である必要はありません。	必要
3	現在有効な旅券		現在有効な旅券を所持している場合は 必要
4	引換証	申請の際にお渡ししています。	必要 。紛失された場合は、ご相談下さい。

第3. よくある質問

質問	答え
古い旅券に「居留許可証」が貼ってあります。どのような手続を行う必要があるか。	中華人民共和国出境入境管理法の32条2項は、居留許可証の記載事項に変更が生じた場合は、10日以内に、居留許可証を発行した公安に届け出る必要があると定めています。 しかしながら、華南地域では、無効となった『旧旅券』（居留許可証が貼付けられた旅券）及び『新旅券』の2冊を持参すれば、イミグレーションを通過できることが多いようです。 法律と実際の運用は異なっているようですが、当館が把握している中では1件だけ、罰金を科せられた事案もあります。ご自身でご検討頂き、ご対応願います。
旅券を更新することで旅券番号が変わった。どのような事に注意をすれば良いか。	銀行手続や不動産登記、結婚・離婚等で旧旅券の旅券番号を登録している場合、旧旅券と新旅券の連続性が分かるような証明書を発行するよう求められる事があります。 この場合は新旧の番号を併記した旅券所持証明を発行しております。発行には所定の手数料を頂いております。

有効な旅券を紛失したら・渡航書の発行

第1. 手続のながれ



第2. 領事館で旅券もしくは渡航書の発行を受ける。

※「旅券」発行は旅券の該当頁参照

※「渡航書」は下記参照)

1 帰国のための渡航書とは

旅券を紛失した方が、日本に帰国するために発行を受ける、簡易な身分証明書です。①中国に引き続き滞在する方や、②日本に帰国せずに第三国に向かう方（トランジットは除く）については発給できません。

2 発行のための必要書類

番号	名称	具体例	備考
1	帰国のための渡航書発給申請書	当館にて用意しております。	必要
2	写真	外務省のHPを参照ください。	必要
3	日本国籍を立証する文書	・戸籍謄本等 ・国籍証明書 ・本籍地の入った住民票 ・その他 (やむを得ない場合は写しでも可能)	必要 左の書類が用意できない場合はご相談下さい。
4	パスポートの紛失を証明する資料	護照報失証明	必要

第3. 出国許可もしくは居留許可証の取得

新しい「旅券」及び「帰国の為の渡航書」には、中国側の滞在許可の記録が無く、このまま中国に滞在したり、出国することができません。そこで、新しい居留許可証もしくは停留ビザ（出国許可証）の発行を受ける必要があります。取得先は下記のとおりです。

臨時宿泊登記の登記地	ホテルに宿泊している場合や、サービスアパートメントにお住まいの場合は登記がなされています。
居留許可証の発行地	
紛失届の発行を受けた地	